

様式第2号（政務活動実施報告書）

29年 9月 7日

井原市議会議長

西田 久志 様

井原市議会議員 西村 慎次郎

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成29年8月30日～31日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	厚生労働省 国土交通省 農林水産省 岡山県選出議員事務所
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	別紙のとおり
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	別紙のとおり
5. 活動内容	8月30日 厚生労働省、池田道孝事務所、石井正弘事務所、小野田きみ事務 所 8月31日 国土交通省、農林水産省、橋本岳事務所  詳細は別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

# 国への要望書

岡山県西部地区からの要望

平成29年8月

岡山県西備若手議員の会

国土交通省関係

## 岡山県西部地域からの要望

### 道路関係

#### 制度的要望

- ① 「道路整備にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」  
がH30年度で期限切れになるため制度の継続拡充。

#### 予算的要望

- ① 交付金事業 県全体要求額 200億円の100%内示
- ② 補助事業 県全体要求額 19億円の100%内示
- ③ 倉敷福山道路 (国直轄) 国道2号倉敷立体(片島町～船穂町船穂間)の4車線化の整備促進
- ④ 倉敷福山道路 (国直轄) 国道2号玉島・笠岡バイパスの整備促進
- ⑤ 倉敷福山道路 (国直轄) 国道2号福山道路(笠岡茂平～広島県福山市瀬戸町間)の早期事業化
- ⑥ 上記バイパスICアクセス県道の整備促進のための予算確保 新規

国土交通省関係

## 岡山県西部地域からの要望

### 河川関係

#### 制度的要望

- ① 「県管理の河川において河川の氾濫防止の為細かな浚渫・雑木の伐採を促進させるための新たな交付金事業等の財政支援を新設願いたい。」 新規
- ② 「起債制度においてH29年度から長寿命化事業が公共施設等適正管理推進事業費の新規対象とされたが河川管理施設は対象外となっており、地方の財源措置として河川管理施設の対象化を加えて頂きたい。」 新規

#### 予算的要望

- ① 交付金事業 県全体要求額 32億円の100%内示
- ② 高梁川水系小田川合流点付け替え事業の促進
- ③ 水防法対応のハザードマップ作製のためソフト対策予算の拡充

国土交通省関係

## 岡山県西部地域からの要望

### 港湾関係

#### ① 国際バルク戦略港湾水島港の整備促進

穀物を扱う企業が立地しているが原料の供給に必要な岸壁の整備促進

#### ② 東南アジア向けのコンテナ線の航行に必要な航路として水深12m 幅300mの航路整備促進（現状は水深10m幅250mにとどまっている。）

国土交通省関係

## 岡山県西部地域からの要望

### 諸問題

#### ①土地の所有者不明化問題

「不動産基本情報の一元化と登記の義務化もしくはマイナンバーとの連携の推進」

全国の私有地の約2割が所有者の把握が出来ないと言われている。今後はさらに少子化高齢化の進展がする中、相続未登記による所有者不明増が予想され、地域の土地利用や災害復旧、耕作放棄地や空き家対策などに影響が考えられる。土地の基本情報は、不動産登記簿、固定資産課税台帳、売買各種届出、農地台帳など目的別に作成管理され、法務省・総務省・国土交通省・農林水産省と所管が分かれているが、人口減少時代に適した所管情報をつなげた土地についての情報基盤整備と、所有者の把握や権利の確定にかかわる法制度の整備などを進め、所有者不明化対策を図っていただきたい。

厚生労働省関係

## 岡山県西部地域からの要望

### 働き方改革の法整備について

理念 日本の伝統的な考え方である勤労の尊重を働き方改革の法整備における理念に盛り込んでいただきたい。

### 「具体的施策に対する中小企業の意見」

#### ① 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善について

非正規社員にもっとも強化されるべきはエンプロイーズ・アビリティ（雇用される能力）の強化であり、日本国家の産業力維持のためには、実力主義的な賃金体系の維持も必要であると考えますので考慮願いたい。

#### ② 時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正について

業種別に法制化することが必要と考えます。

もちろん、創造性を高めて経営革新を行い、どう生産性を上げるかの努力は喫緊の課題です。しかし、体質的に労働集約型の中小企業は、建設業、美容業、物流業、外食産業など、知識労働や創造労働のようにはいかないのが実態であり、こうした業種に急激な「働き方改革」を求めるのは、構造的なピラミッド型の産業構造のさらなる非効率を招く恐れさえあります。事実、大企業は「働き方改革」に適応できても、その大企業は中小企業の犠牲的な長時間労働に支えられている部分もあります。中小企業の働き方改革を急激に進めることで中

小企業のさらに孫請けである一人親方等の労働条件等がさらに悪化する可能性もあります。実情に照らした中小企業への配慮をお願いいたします。

### ③ テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方について

副業解禁は中小企業にとって切実な問題があります。日本の企業はそもそも他の国々よりも働く人々を大切にしてきた国です。勤め先に対する帰属意識を薄め人材育成に取り組む中小企業の努力の成果であるノウハウやレシピ等を外部に流出させる結果となる恐れがあります。中小企業の差別化や強みは人材育成にありますのでそこを柔軟化させることは中小企業にとって死活問題になる可能性があります。また副業により労働者の総労働時間が増加し上限規制に反する恐れがあります。

## 水道事業について

### 「広域化・官民連携に積極的に取り組んでいる事業体への 財政支援の拡充」

厚労省は現在、水道事業体の広域化への取り組みは県が主導的な役割を果たすように促しています。広域化に積極的な姿勢を示せない事業体に比して、積極的に協力する事業体への支援策、ならびに、官民連携に積極的に取り組む事業体への支援制度を要望する。

「水道事業は原則として市町村が経営するものとし（水道法第6条第2項）・・・」となっており、また、「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。（地方公営企業法第17条の2第2項）」として、独立採算制の考え方が明確化されている。この市町村経営と独立採算制の原則は、水道事業経営に事業体固有の条件（水源の状況、地理的条件、人口、水需要への対応や災害対策の考え方）を直接反映するため、近隣自治体間であっても、水道料金や経営指標（P I）等に大きな差異を生じる。したがって、水道事業体間での広域化を議論する時、それぞれの事業体において広域化によって得られる利点を示せなければ共同での取り組みが難しい面があるので、厚労省において、推進するための制度化や条件整備を進めていただきたい。

## 2. 事業経営に努力し結果を出している事業者への支援策の拡充

- ・厚労省から水道事業者へ通知された「水道事業ビジョン」の策定をはじめ、策定を推進する各種計画、水安全計画、経営戦略の策定に取り組んでいる、また策定した事業者への支援等を要望する。(例えば、計画策定に早期に取り組む、また取り組んだ事業者への支援額の年度別傾斜配分措置等)
- ・水道料金の適正化等、水道事業経営の安定化に取り組んでいる事業者への支援等を要望する。

農林水産省関係

## 岡山県西部地域からの要望

### 農転、農振解除関係

「農村地域工業等導入促進法改正 地域未来投資促進法の柔軟な運用」

7月に上記の法律が施行されたところであり従来からの懸案であった農振農用地、第一種農地の農転、農振解除に一筋の光がみえたところでもあります。「農地守って農村滅ぶ」といった地方の現状に鑑み兼業農家でしか生き残れない農村に産業を導入し、農地と産業用地をしっかりと自治体の計画の中でビジョンをもって開発し、農業と農村を共に共存維持していくために何卒上記法案の柔軟な運用をお願いします。

### 国家戦略特区による農業規制緩和

「農地の集約化を進めるために農地を取得しやすい環境整備、企業による農業参入、農業生産法人の要件緩和等規制緩和を進めていただきたい」

儲かる農業を実現するには、効率的かつ安定的な農業経営が可能となることが求められる。しかし、大規模農業へシフトできない農地の集積の課題、高齢化が進展している担い手の課題、時間が掛かる許認可制度の課題、エネルギーやバイオ等との複合的な農業への対応など、IOT やロボットが成長をけん引すると言われている中、制度や仕組みが時代に即しているとは言い難い。そのような中、国家戦略特区において農業改革が行われており、農地を取得しやすい環境整備、企業による農業参入、農業生産法人の要件緩和、農業委員会制度改

革や農地中間管理機構の設置等々、様々な取り組みが行われている。今後も関係省庁とともに、さらにスピード感を増して国家戦略特区での様々な岩盤規制改革を進め、その効果の検証ならびに全国への展開、特に農業に適している地方への展開を積極的に進め、農業の成長産業化を早急に図っていただきたい。

農林水産副大臣

参議院議員  
谷合 正明

農林水産省 東京都千代田区霞が関一丁目二番一号  
〒100-1895 電話(〇三)三五九一―二七二二

国土交通大臣

石井 啓一

厚生労働大臣  
働き方改革担当大臣  
拉致問題担当大臣

加藤 勝信



参議院議員 小野田 紀美

ERIKA  
YAMAGUCHI

政策秘書

山口 栄利香

衆議院議員 橋本 岳

秘書 藤村 健





陳情活動出席メンバー

岡山県議会議員 渡邊 知典

岡山県議会議員 中塚 周一

笠岡市議会議員 大月 隆司

笠岡市議会議員 大本 益之

笠岡市議会議員 齊藤 一信

浅口市議会議員 伊澤 誠

浅口市議会議員 福田 玄

井原市議会議員 坊野 公治

井原市議会議員 西村 慎次郎

井原市議会議員 多賀 信祥

井原市議会議員 妹尾 文彦